



重要！ 令和7年2月25日より 協会けんぽ茨城支部移転のお知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）茨城支部は現在、水戸セントラルビルにて業務を行っていますが、下記へ移転します。現所在地での営業は、令和7年2月21日（金）までとなります。

移 転 日：令和7年2月25日（火）

新所在地：〒310-8502 茨城県水戸市宮町1丁目2-4 マイムビル 9F

TEL：029-303-1500（代表） FAX：029-303-2100（水戸駅北口直結）



※〒（郵便番号）・TEL・FAXの変更はありません。

※現所在地での申請書等の窓口での受付は令和7年2月21日（金）までです。ご提出時は、お気を付けください。

※移転先において専用駐車場はございませんので、お越しの際は公共交通機関等を利用してください。

事業主様 への お願い

定期健康診断（事業者健診※）結果の ご提出にご協力をお願いします

※定期健康診断（事業者健診）とは、労働安全衛生法に基づいて事業所が従業員に行う健康診断のことです。

定期健康診断結果
提出の対象者



協会けんぽ茨城支部の被保険者様

協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診された方の健診結果はご提供いただく必要はありません

定期健診結果の提出方法は2つ

1

健診機関が協会けんぽの提携先である場合

健診結果の提供依頼書を
協会けんぽにご提出ください。



協会けんぽは医療機関から
健診結果を入手します。

2

健診機関が協会けんぽの提携先でない場合

①健診結果の写しと②健診結果の提供にかかる送付書を協会けんぽに
ご提出ください。

● 注意！ 検査項目の不足に応じて下記のように、別途書類をご提出いただく場合がございます。 ●

健診結果の検査項目に
服薬歴・喫煙歴・腹囲・採血時間・
既往歴・自覚症状・他覚症状
の記載がない



上記の①②書類に加え、
問診項目質問票
も協会けんぽにご提出ください

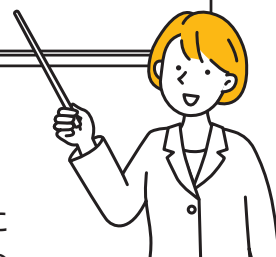
お知らせをする対象期間

令和5年9月～令和6年8月診療分

送付時期と送付先

令和7年1月中旬～下旬に事業所さま宛に送付いたします。
開封せず、従業員さまへお渡しください。

ご確認ください
「医療費のお知らせ」を
お送りします



「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用できます

「医療費のお知らせ」を添付すると、明細の記入を省略できます。
※ただし、医療費のお知らせに記載されていない医療費分(令和6年9月～12月診療分)については、医療機関等からの領収書に基づいて、国税庁のホームページより「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告に添付してください。

詳細

確定申告(医療費控除)に関するお問い合わせ先は税務署です
詳細は国税庁のHPをご確認ください

お問い合わせ先

●「医療費のお知らせ」について…協会けんぽへお問い合わせください。レセプトグループ ☎029-303-1583

皆さまの取組で健康保険料率が変わります！

「インセンティブ制度」

令和4年度実績 茨城支部

42位/47位中

インセンティブ制度とは？

下記の5つの取組の結果に応じて、47都道府県支部でランキング付けを行います。ランキング上位に該当した支部についてはインセンティブ(報奨金)が付与され、それを「健康保険料率」に反映させる制度です。

— 皆さまにお願いしたい5つの取組 —

特定健診等の
受診率UP↑

協会けんぽの健診を年
に1回受診しましょう



特定保健指導の
実施率UP↑

健診結果で生活改善
が必要とされたら、協
会けんぽの特定保健
指導を受けましょう

特定保健指導の
対象者の減少率↓

健診結果で特定保健
指導の対象者となら
ないよう、日常から健
康的な生活習慣に取り
組みましょう

要治療者の医療
機関受診率UP↑

健診の結果、医療機
関への受診を促され
たら必ず受診しまし
ょう

ジェネリック医薬品の
使用割合UP↑

ジェネリック医薬品を
選択しましょう



インセンティブ制度の5つの評価項目は、皆さまの健康づくりや健康課題を
解消するために重要な項目となっています。

今後も健康管理に努めていただきますよう、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

「被扶養者状況リスト」の提出はお済みですか？

扶養から外れる被扶養者がいてもいなくても、必ず提出が必要です。

令和6年度につきましては、10月下旬から11月上旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送り
いたしましたので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますよう
お願いいたします。

提出期限 令和6年11月29日(金)

